

# 破産事件の手続費用一覧

東京地裁民事第 20 部  
平成 16 年 1 月 1 日現在

## 1. 申立手数料（貼付印紙額）

個人自己破産及び免責申立て	1,500 円
法人自己破産申立て	1,000 円
債権者破産申立て	20,000 円

## 2. 予納金基準額

### (1) 同時廃止事件

即日面接事件	14,170 円
上記以外	20,000 円

### (2) 管財事件（自己破産申立事件）

法人管財事件	20 万円。及び法人 1 件につき 13,457 円（管財 H,K）
個人管財事件	20 万円。及び個人 1 件につき 16,413 円（管財 G,H）
	（ただし、管財 K 系の事件は 20,593 円）

### (3) 管財事件（債権者破産申立事件及び本人申立事件）

下表のとおり

負債総額（単位：円）	法人	自然人
5000 万未満	70 万円	50 万円
5000 万～1 億未満	100 万円	80 万円
1 億～5 億未満	200 万円	150 万円
5 億～10 億未満	300 万円	250 万円
10 億～50 億未満	400 万円	
50 億～100 億未満	500 万円	
100 億～	700 万円～	

(4) 関連事件や大型事件等の特別な事件の場合には予納金額が変更される場合があります。

## 3. 予納郵券

### (1) 4,000 円（対象 / 通常同廃・即日・管財 G,H,K）

200 円×8 枚

80 円×29 枚

10 円×8 枚

### (2) 14,100 円（対象 / 債権者・本人申立事件 - 管財 K）

420 円×10 枚

350 円×10 枚

200 円×10 枚

80 円×50 枚

10 円×40 枚

ただし大型合議事件は(2)と同じく 14,100 円